



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

（管 財 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

県内に居住している者であって、県内で定住を希望するもの又は県、市町村その他公共的団体が実施する産業体験に参加するものを受け入れる市町村に対しても宿舎の貸与を行うことができることとした。（第22条関係）

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舎管理規則（昭和43年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「、県外に居住している者であって」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。